

## 指定給水装置工事事業者講習会を開催しました



8月4日 メートプラザにて

指定給水装置工事事業者（以下事業者）とは、水道法に基づいて水道事業者（この場合佐賀東部水道企業団）が、お客様の給水装置の工事を適切に行うことができると認め、指定した事業者のことを言います。

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制度が導入され、事業者は5年毎に更新手続きを行うこととなりました。この制度により、所在不明事業者の解消となり、お客様へのご迷惑の改善につながります。

また、制度の一環として、事業者を対象に講習会を開催しました。この講習会は、お客様へより良いサービスを提供できるよう、事業者の資質及び技術の向上を目的としています。

さらには、事業者の更新状況を企業団HPへ掲載しお客様へ情報発信していく予定です。

### 今号の主な内容

- 指定給水装置工事事業者講習会を開催しました
- 豪雨時の浄水場の対応について
- 災害に備えて水のくみ置きを
- 令和2年度水道モニター活動を中止しました
- 水道メーターの取替にお伺いします
- 令和2年度 水道事業会計予算
- 令和元年度 水質検査結果

## ◆豪雨時の浄水場の対応について



令和2年7月6日 筑後川の様子

令和2年7月豪雨により、佐賀東部水道企業団が水源とする筑後川の水が通常時の40倍という高濁度となりました。

そのため、浄水場の職員は、緊急出動をして24時間体制で対応しました。

職員は、川の水質や濁りが常に変化しているなか、状況を把握しながら適正に薬品を注入して濁りを取り除き、水道水の品質の維持に努めました。

さらに、筑後川沿いに北茂安浄水場が立地しているため、河川の増水で施設に浸水などの被害がないか監視を続けました。

幸いにも豪雨による浄水場や送・配水施設への被害はありませんでしたが、企業団の水源である寺内ダムには、大量の流木が流れ込んでおり、今後(独)水資源機構により撤去される予定です。

企業団では、今回のような自然災害がいつ発生しても、お客様に安全な水道水を安定してお届けできるように準備をしています。



流木が流れ込んだ寺内ダム  
写真提供 (独)水資源機構



北茂安浄水場 中央操作室

### ◆災害時に備えて水のくみ置きを

災害時には、応急給水を開始して飲み水の提供に全力を尽くしますが、住民の皆さまに行き届くまでに時間がかかることが予想されます。

また、ポンプによって受水槽に水を補給している高層アパートや団地等では、台風による停電によりポンプが停止し、水が出ないという状況になる場合があります。

そのような場合に備え、日頃より水道水のくみ置きをお願いします。

### ◆令和2年度水道モニター活動を中止しました

現在、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が全国で解除されましたが、全国で感染者が増え続けまだまだ予断を許さない状況です。安全安心の水道水を安定的に供給しなければならない水道事業体として、会議や視察での感染拡大のリスクを低減するために、誠に残念ではありますが、今年度の水道モニター活動を中止させていただくことになりました。

### ◆水道メーターの取替にお伺いします

計量法に基づいて、水道メーターの取替を8年に一度、実施しています。対象となるお客さま宅には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」のハガキを郵送いたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- 企業団が委託した取替業者がお伺いし、取替作業を行います。
- 取替作業中は断水（10～20分程度）します。
- 立会いの必要はありません。
- 取替後に「取替通知書」をお渡しします。
- 取替費用は企業団が負担します。（お客さま負担は無料です。）**
- お問い合わせは、ハガキ記載の担当部署までご連絡ください。



## ◆令和2年度 水道事業会計予算

水道事業会計は、一般的な官公庁の会計と異なる公営企業会計により、収益的収支(事業の運営に係る収支)と資本的収支(建設改良に係る収支)の2本の柱によって成り立っています。本年度も引き続き経常経費の節減を徹底し、優先度を精査した予算措置としています。

### 収益的収支

水道料金による収入とご家庭に水を届けるために必要な経費の収支

(単位：万円、税込)

|    |                  |                |
|----|------------------|----------------|
| 収入 | 給水収益(水道料金)       | 236,116        |
|    | その他の収益(加入金等)     | 28,722         |
|    | <b>計</b>         | <b>264,838</b> |
| 支出 | 受水費              | 139,001        |
|    | 人件費              | 36,415         |
|    | 修繕費              | 24,548         |
|    | 支払利息             | 2,760          |
|    | 減価償却費等           | 43,117         |
|    | その他の費用           | 16,640         |
|    | <b>計</b>         | <b>262,481</b> |
|    | <b>収益的収支</b>     | <b>2,357</b>   |
|    | <b>収益的収支(税抜)</b> | <b>762</b>     |

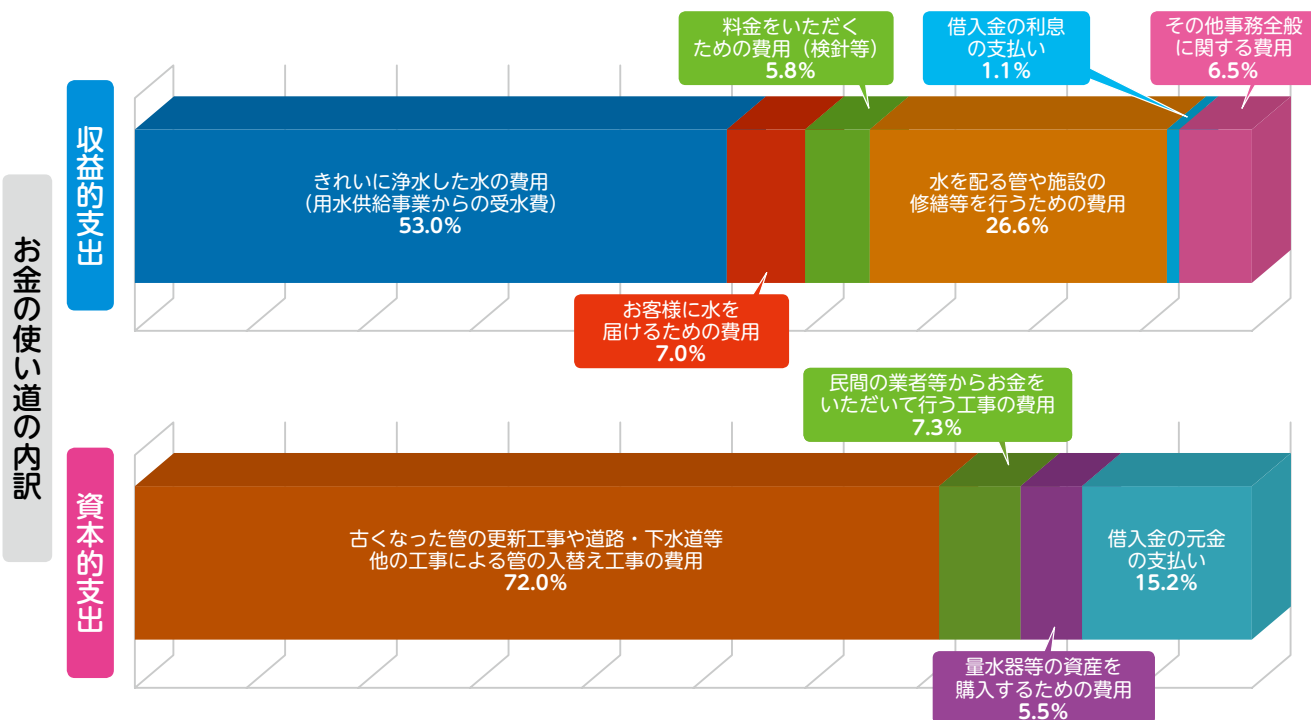
### 資本的収支

水道施設を整備(水道管の入替えや新しい施設の建設)するための財源と経費の収支

(単位：万円、税込)

|    |              |                 |
|----|--------------|-----------------|
| 収入 | 企業債          | 7,600           |
|    | 補助金          | 2,599           |
|    | 他会計負担金       | 4,840           |
|    | 補償金          | 12,965          |
|    | 分担金          | 6,600           |
|    | その他の収入       | 6               |
|    | <b>計</b>     | <b>34,610</b>   |
| 支出 | 建設改良費        | 57,843          |
|    | 企業債償還金       | 10,365          |
|    | <b>計</b>     | <b>68,208</b>   |
|    | <b>資本的収支</b> | <b>△ 33,598</b> |

※収支不足額については、内部留保資金で補てんします。



## ◆令和元年度 水質検査結果

企業団では、水質基準項目（下表）について定期的に検査を行っています。令和元年度に「北茂安浄水場」と「基山浄水場」から皆さまにお届けした水の検査結果（水質基準項目の年平均値）は下表のとおりで、全ての項目について基準を満たしています。

## ■令和元年度 北茂安浄水場及び基山浄水場の水質（基準項目年平均値）

| 検査項目                                   | 基準値            | 北茂安浄水場系統         | 基山浄水場系統          |
|----------------------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 一般細菌                                   | 100個/㎖以下       | 0個/㎖             | 0個/㎖             |
| 大腸菌                                    | 検出しないこと        | 検出せず             | 検出せず             |
| カドミウム及びその化合物                           | 0.003 mg/ℓ以下   | 0.0003 mg/ℓ 未満   | 0.0003 mg/ℓ 未満   |
| 水銀及びその化合物                              | 0.0005 mg/ℓ以下  | 0.00005 mg/ℓ 未満  | 0.00005 mg/ℓ 未満  |
| セレン及びその化合物                             | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| 鉛及びその化合物                               | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| ヒ素及びその化合物                              | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ       |
| 六価クロム化合物                               | 0.05 mg/ℓ以下    | 0.005 mg/ℓ 未満    | 0.005 mg/ℓ 未満    |
| 亜硝酸態窒素                                 | 0.04 mg/ℓ以下    | 0.004 mg/ℓ 未満    | 0.004 mg/ℓ 未満    |
| シアン化物イオン及び塩化シアン                        | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                          | 10 mg/ℓ以下      | 0.8 mg/ℓ         | 0.7 mg/ℓ         |
| フッ素及びその化合物                             | 0.8 mg/ℓ以下     | 0.08 mg/ℓ        | 0.09 mg/ℓ        |
| ホウ素及びその化合物                             | 1 mg/ℓ以下       | 0.061 mg/ℓ       | 0.064 mg/ℓ       |
| 四塩化炭素                                  | 0.002 mg/ℓ以下   | 0.0002 mg/ℓ 未満   | 0.0002 mg/ℓ 未満   |
| 1,4-ジオキサン                              | 0.05 mg/ℓ以下    | 0.003 mg/ℓ 未満    | 0.003 mg/ℓ 未満    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン及び<br>トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下    | 0.004 mg/ℓ 未満    | 0.004 mg/ℓ 未満    |
| ジクロロメタン                                | 0.02 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| テトラクロロエチレン                             | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| トリクロロエチレン                              | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| ベンゼン                                   | 0.01 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| 塩素酸                                    | 0.6 mg/ℓ以下     | 0.10 mg/ℓ        | 0.10 mg/ℓ        |
| クロロ酢酸                                  | 0.02 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ       | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| ジクロロ酢酸                                 | 0.03 mg/ℓ以下    | 0.006 mg/ℓ       | 0.003 mg/ℓ       |
| トリクロロ酢酸                                | 0.03 mg/ℓ以下    | 0.007 mg/ℓ       | 0.006 mg/ℓ       |
| 臭素酸                                    | 0.1 mg/ℓ以下     | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| クロホルム                                  | 0.06 mg/ℓ以下    | 0.011 mg/ℓ       | 0.011 mg/ℓ       |
| ブromジクロロメタン                            | 0.03 mg/ℓ以下    | 0.007 mg/ℓ       | 0.006 mg/ℓ       |
| ジブromジクロロメタン                           | 0.1 mg/ℓ以下     | 0.003 mg/ℓ       | 0.003 mg/ℓ       |
| ブromホルム                                | 0.09 mg/ℓ以下    | 0.001 mg/ℓ 未満    | 0.001 mg/ℓ 未満    |
| 総トリハロメタン                               | 0.1 mg/ℓ以下     | 0.021 mg/ℓ       | 0.020 mg/ℓ       |
| ホルムアルデヒド                               | 0.08 mg/ℓ以下    | 0.005 mg/ℓ       | 0.002 mg/ℓ       |
| 亜鉛及びその化合物                              | 1 mg/ℓ以下       | 0.005 mg/ℓ 未満    | 0.005 mg/ℓ 未満    |
| アルミニウム及びその化合物                          | 0.2 mg/ℓ以下     | 0.02 mg/ℓ        | 0.03 mg/ℓ        |
| 鉄及びその化合物                               | 0.3 mg/ℓ以下     | 0.03 mg/ℓ 未満     | 0.03 mg/ℓ 未満     |
| 銅及びその化合物                               | 1 mg/ℓ以下       | 0.01 mg/ℓ 未満     | 0.01 mg/ℓ 未満     |
| ナトリウム及びその化合物                           | 200 mg/ℓ以下     | 15 mg/ℓ          | 12 mg/ℓ          |
| マンガン及びその化合物                            | 0.05 mg/ℓ以下    | 0.002 mg/ℓ 未満    | 0.002 mg/ℓ 未満    |
| 塩化物イオン                                 | 200 mg/ℓ以下     | 15.9 mg/ℓ        | 14.1 mg/ℓ        |
| カルシウム、マグネシウム等(硬度)                      | 300 mg/ℓ以下     | 46 mg/ℓ          | 43 mg/ℓ          |
| 蒸発残留物                                  | 500 mg/ℓ以下     | 138 mg/ℓ         | 128 mg/ℓ         |
| 陰イオン界面活性剤                              | 0.2 mg/ℓ以下     | 0.02 mg/ℓ 未満     | 0.02 mg/ℓ 未満     |
| ジェオスミン                                 | 0.00001 mg/ℓ以下 | 0.000001 mg/ℓ 未満 | 0.000001 mg/ℓ 未満 |
| 2-メチルイソボルネオール                          | 0.00001 mg/ℓ以下 | 0.000001 mg/ℓ 未満 | 0.000001 mg/ℓ 未満 |
| 非イオン界面活性剤                              | 0.02 mg/ℓ以下    | 0.005 mg/ℓ 未満    | 0.005 mg/ℓ 未満    |
| フェノール類                                 | 0.005 mg/ℓ以下   | 0.0005 mg/ℓ 未満   | 0.0005 mg/ℓ 未満   |
| 有機物等 (TOC)                             | 3 mg/ℓ以下       | 0.6 mg/ℓ         | 0.6 mg/ℓ         |
| pH値                                    | 5.8～8.6        | 7.6              | 7.6              |
| 味                                      | 異常でないこと        | 異常なし             | 異常なし             |
| 臭気                                     | 異常でないこと        | 異常なし             | 異常なし             |
| 色度                                     | 5度以下           | 0.5度未満           | 0.5度未満           |
| 濁度                                     | 2度以下           | 0.1度未満           | 0.1度未満           |

## 【基準値】

水道法に定められたもので、水道水はこの条件を満たさなければなりません。

## 【1mg/ℓ（単位）】

水1ℓの中に、物質が1mg（1gの1/1000）含まれる量です。おおまかには、家庭用の風呂（200ℓ）に食塩だったら軽くひとつまみ（0.2g）を溶かしたくらいの量です。

## 【分析値】

現行の検査方法で測定できる最小の値（定量下限値）に満たない数値は、定量下限値未満で表示します。

未満表示以外の数値で表示した物質でも、通常検出されるもので、全て水質基準を満たしています。



なお、企業団のホームページには、検査結果や項目の説明、令和2年度水質検査計画も併せて掲載していますのでご参照ください。

## 企業団職員は 身分証明書 を持っています。

下記の業務で職員が訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

- 水道メーターの検針・点検
- 配管の調査・工事
- 水道未加入者宅への水道加入のお勧め
- お客様のお問い合わせ・ご連絡その他必要なとき
- 水道メーターの取替（8年に一度「計量法」に基づき無料で取替えます）

※検針員、メーターの取替委託業者も身分証明書を持っています。

## ご連絡ください

- 引越しで水道を中止されるとき
- 新しく水道を使いたい
- 水道の工事をしたい
- いつもより使用量が多い
- 道路から水が出てきている
- 貯水槽の清掃をするとき

## お 願 い

- メーター検針にご協力ください
  - 愛犬は、メーターボックスから離してつなぎましょう
  - メーターボックスの上に車や物を置かないでください
  - メーターボックスが泥で埋まらないようにしてください
- 貴重な水資源を大切にしましょう
- 水道料金は口座振替をお勧めします

お問い合わせ・引越し・漏水等の連絡は下記へお願いします。

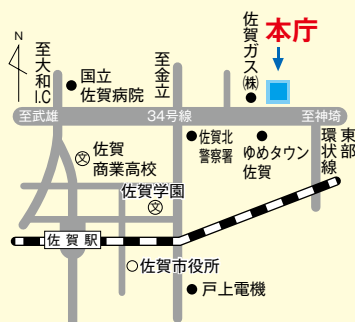
### 営業課（本庁1F）

☎0952-30-6212

### 工務2課（本庁3F）

☎0952-30-6202

- ☆佐賀市川副町
- ☆佐賀市東与賀町
- ☆神崎市神崎町
- ☆神崎市千代田町
- ☆吉野ヶ里町

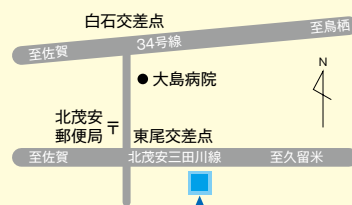


〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西洲1960-4

### 三養基営業所（みやき町防災センター別館1F）

☎0942-89-2868

- ☆基山町
- ☆上峰町
- ☆みやき町



三養基営業所  
(みやき町防災センター別館1F)

〒849-0113 三養基郡みやき町大字東尾737-5

## 訪問販売等にご注意ください！



最近、職員や委託業者を装った訪問販売への問い合わせが増えています。

企業団では、水道の蛇口・浄水器などの器具類の販売、給水管内部や貯水槽の清掃業者などの斡旋はいっさい行っておりません。

無料で水質検査をして、高額な浄水器を取り付けられた事例があります。

不審だと思ったら、佐賀東部水道企業団が警察へご連絡ください。

編集／発行：佐賀東部水道企業団総務課  
ホームページ <https://sagatsk.or.jp/>

〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西洲1960-4  
TEL 0952-30-6151 FAX 0952-30-6154

きれいな川にするため、粉石けんをつかいましょう。